

保 管 依 頼 書

令和 年 月 日

小山市長 様

次の買受公売財産について、買受代金の納付後、引渡しを受けるまで、
小山市へ保管を依頼します。

なお、保管に際して費用が必要となる場合は、保管料を負担します。

また、保管中に買受財産が毀損、盗難及び焼失などによる損害を受けても、
小山市は一切責任を持たないことに同意します。

買受公売財産(売却区分番号)

住所又は所在地

氏名又は名称

⑤

電話番号

()

—